



「建設汚泥リサイクル指針」について（通知）

技術基準の種類:環境建設副産物
通知日:平成12年4月10日

（案）

管 第 28 号
平成12年4月10日

部 内 各 課 （ 室 ） 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

様

土木部管理課長

「建設汚泥リサイクル指針」について（通知）

建設汚泥のリサイクルについては、「建設副産物リサイクル推進計画」（とっとりリサイクルプラン21）で平成12年度のリサイクル目標率を50%と設定しており、工事現場内で土質改良し盛土材料等として利用することによりリサイクルを推進しているところです。
このたび、建設省において下記及び別添のとおり「建設汚泥リサイクル指針」が策定されたので、今後はこの指針を活用し、建設汚泥のリサイクルの推進を図ってください。
なお、建設汚泥を現場内又は他工事で利用する場合は、当面の間、管理課企画室に協議してください。

記

「建設汚泥リサイクル指針」の概要

- 1 「総論」「制度編」「技術編」からなっており、概要は次のとおりである。
 - (1)「総論」 建設汚泥の定義、発生工法と性状及び利用の考え方が示されている。
 - (2)「制度編」 建設汚泥の利用方法及び再生利用の制度が示されている。
 - (3)「技術編」 建設汚泥の土質区分上の位置づけと処理技術の概要、処理土の品質区分と適用用途標準、建設汚泥の処理方法と利用における留意点などが示されている。
- 2 その他
 - (2) ベントナイト及びCMCは主要な作泥材料であり、その安全性は確認されていることが示されている。（7ページ）
 - (3) 「自ら利用」して他人に有償売却できる性状のもの（有用物）を同一元請業者が使用する場合は、利用工事及び利用場所については廃棄物処理法上は特段の制限はないことが示されている。（15,28ページ）